

市内保育施設における虐待等事案の発生及び市内保育所等への注意
喚起について

市内保育施設において虐待等事案が発生し、立入調査を行った結果、令和7年6月27日付けで改善勧告を発出しました。

市内保育所等に対し、当該事案の発生及び虐待等の未然防止について注意喚起等の文書を発出したことを報告いたします。

記

1. 事案の概要

5月12日に市に対する匿名の通報後、翌13日から特別監査（立入調査）を行い、下記事案を認定し、6月27日付けで改善勧告を発出しました。

＜虐待等の内容＞

- ①当該保育施設職員により、園児に対し、身体的虐待（叩く、ご飯を押し込む等）及び心理的虐待（テーブルやイスを叩く、園児をにらみつける等のことばや態度による脅かし、感情のままに大声で指示したり叱責する行為等）
- ②その他不適切な保育が行われていたこと
- ③事故防止及び安全対策が十分とられていない中での保育が提供されていたこと

＜再発防止策＞

- ・虐待等の防止に係る研修の実施
- ・マニュアル及び報告体制の整備
- ・セルフチェックや保育士の自己評価を定期的に行うこと
- ・子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等により、保育内容を把握し、適切な指導・助言を行なえる体制を整備すること
- ・事故防止や摂食の研修を受けること
- ・重大事故防止のためのケガやヒヤリ・ハット報告の作成及び要因分析を行うこと

2. 市内保育所等への注意喚起

市内保育所等に対し7月9日付けで当該事案の発生及び虐待等の未然防止について注意喚起の文書を発出を行いました。また、同文書において、保育所等において虐待等と疑われる事案が発生した場合、速やかに市に情報提供、相談をしていただくよう周知しております。

令 和 7 年 7 月 9 日

市内保育所等の管理責任者 様

船橋市長 松戸 徹

(公 印 省 略)

市内保育施設における虐待等の発生及び保育所等における虐待等の未然防止について

日頃より本市保育行政にご協力いただきましてありがとうございます。

この度、市内保育施設において、下記のとおり虐待等の事案が発生いたしました。当該施設に対しては、6月27日付けで改善勧告を発出し、改善に向けて指導を行っているところです。

当該施設は、虐待や不適切な保育の研修が実施されていなかったこと、マニュアルや報告体制が整備されていなかったこと、事故防止に係る認識が不十分だったことなどを背景として発生した事案と考えております。

市内保育所等におかれましては、改めて「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和5年5月／こども家庭庁、以下「ガイドライン」という。）をご確認いただき、保育所等における虐待等の未然防止に係る取組を実施していただくとともに、万が一虐待等が発生若しくは疑われる事案が発生した場合には、適切にご対応いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、保育所等において同様の事案が発生しないよう、虐待等の未然防止に係る取組に反映していただくことを目的としており、当該施設に対して制裁を与えることを目的とするものではないことから、施設名や発生した事案内容など個別具体的な情報については、差し控えさせていただきます。

記

1. 発生した事案について

保育施設職員により、園児に対し、身体的虐待（叩く、ご飯を押し込む等）及び心理

的虐待（テーブルやイスを叩く、園児をにらみつける等のことばや態度による脅かし、感情のままに大声で指示したり叱責する行為等）が行われた。

5月中旬に通報があり、市で立入調査を行った結果、上記の虐待行為の他にも、不適切な保育が行われていたこと、事故防止及び安全対策が十分とられていない中での保育が提供されていたことを認定した。また、警察へ通報した。

虐待及び不適切な保育が行われた背景として、下記のような状況を確認したため、再発防止策をとるよう求めている。

<背景>

- ・適切な研修が実施されていない
- ・マニュアルや報告体制が整備されていない
- ・保育内容を振り返る機会（セルフチェックや保育士の自己評価）が無い
- ・事故防止や摂食に対する基本的な認識が不足している 等

<再発防止策>

- ・虐待等の防止に係る研修の実施
- ・マニュアル及び報告体制の整備
- ・セルフチェックや保育士の自己評価を定期的に行うこと、
- ・子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等により、保育内容を把握し、適切な指導・助言を行なえる体制を整備すること
- ・事故防止や摂食の研修を受けること
- ・重大事故防止のためのケガやヒヤリ・ハット報告の作成及び要因分析を行うこと

2. 保育所等における虐待等の未然防止にあたって

ガイドラインにおいては、『**各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと**』『**職員一人一人がこどもの人権・人格を尊重する意識を共有すること**』が重要であるとされ、以下のような具体的な取組内容が示されていることから、管理責任者におきましては、参考にしていただき、虐待等の未然防止に取り組んでいただくようお願いいたします。

- ・保育士会チェックリスト等を活用し、個々の振り返りを行うこと
- ・保育士・保育教諭同士による振り返りの場や施設での話し合いの場を定期的に持つこと

- ・ こどもの人権・人格を尊重する保育についての教育・研修を行うこと
- ・ 保育内容等の自己評価を行うこと
- ・ 第三者評価や公開保育、地域の合同研修等の活用を通じて、日々の保育について施設外部からより多様な視点を得ながら、保育士・保育教諭の気づきを促すこと

3. 虐待等と疑われる事案が発生した場合の対応について

保育所等において、虐待等に該当するのではないかと疑われるような事案があると感じた場合には、ガイドライン上の虐待等と疑われる事案（不適切な保育）かどうか、保育所等として確認する必要がある、その結果、虐待等と疑われる事案（不適切な保育）であると確認した場合には、状況を正確に把握するとともに把握した状況等を速やかに市へ情報提供・相談してください。今後の対応について協議させていただきます。

4. 参考資料

- ・ 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
- ・ 保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト
（全国保育士会）
- ・ 保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）
（厚生労働省 2020年3月）



【問い合わせ先】

○本通知の発出・保育所等に対する指導監査に関すること

船橋市 健康福祉局

こども家庭部 こども政策課 指導監査係

〒273 - 8501 船橋市湊町2 - 10 - 25

TEL : 047-436-2796

E-mail : kodomoseisaku@city.funabashi.lg.jp

○保育に係る助言・指導に関すること

船橋市 健康福祉局

地域子育て部 保育運営課 保育係

〒273 - 8501 船橋市湊町2 - 1 0 - 2 5

TEL : 047-436-2500

E-mail : hoiku-kanri@city.funabashi.lg.jp